

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：11302

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24720317

研究課題名(和文) 門戸開放政策と中国外交官の対応 清国外交官の国際認識

研究課題名(英文) Open Door Policy and the reaction of Chinese diplomat officials:Late Qing diplomat's views to the international relations surrounding China

研究代表者

箱田 恵子 (HAKODA, Keiko)

宮城教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：50569233

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：20世紀初め、中国の外交官らはアメリカの提唱する門戸開放政策に応じることで領土や主権の保持を目指した。本研究は外務部の対外アピール手段であったPeking Daily Newsの分析を行い、中国の門戸開放政策への認識を示す事例として、1909年の日本との満洲懸案交渉とロシアとのハルビン協定に注目した。

中国はロシアとハルビン協定を締結し、ロシアが北満洲における中国の主権を認め門戸開放政策に従ったものと喧伝し、日本にも南満洲での門戸開放遵守を要求した。このハルビン協定に関し、アメリカと中国は異なった思惑を有しており、そこには中国の門戸開放政策に対する認識や中国外交の性格が反映されていた。

研究成果の概要(英文)：In early twentieth century, Chinese diplomat official intended to defend its sovereignty and territorial integrity by applying the Open Door Policy which the United States proposed. I analyzed the Peking Daily News, one of the measures of the Wai-wu Bu to appeal to foreign countries, and found that the following two diplomatic cases in 1909 reflected the Chinese views to the Open Door Policy, one was the dispute between China and Japan concerning Manchuria, the other was the negotiation between China and Russia on the Harbin question.

After conclusion of the Harbin agreement with Russia, China regarded it as the evidence that Russia agreed the Open Door Policy and admitted the Chinese sovereignty on north Manchuria, and claimed that Japan had to agree the policy on south Manchuria like Russia. Concerning the Harbin question, China and United States had different views, and it reflected the Chinese view to the policy and the characteristic of Chinese diplomatic policy in those days.

研究分野：中国近代外交史

キーワード：門戸開放政策 中国外交 主権 仲裁裁判制度

### 1. 研究開始当初の背景

アメリカの提唱した門戸開放政策に関する研究史を振り返ると、中国を取り巻く国際情勢が大きく転換し、中国外交の変容が認められる20世紀初めの、門戸開放政策に対する中国側の対応を論じた研究は少なく、かつ研究対象に偏りが見られる。中国側の対応に関する研究史を整理すると、以下のような

(1) 門戸開放政策に対する「評価」の先行と伝統的「以夷制夷」との見方：

門戸開放政策をあくまえ列強の対華政策と捉え、これに対応して日・露を牽制する政策も伝統的「以夷制夷」の延長と見なすもので、中国を近代国際関係の「外」に位置づけている。

(2) 勢力均衡思想の受容と「自開商埠」政策への注目：

近年の研究では、中国自らが列強の利害の交錯する地域を対外開放することで、列強の勢力均衡の中に領土や主権の保全を図ろうとしたことが注目されている。ここでは中国外交の変化を近代国際関係の「外」から「内」へという変化として捉えている。

だが、この研究は検討対象が地方当局による交渉に集中しており、中央政府の外交交渉としては、1903年の中米通商航海条約交渉や1908年の唐紹儀の遣米使節などに限られていた。

### 2. 研究の目的

本研究は、20世紀初頭にアメリカの提唱した門戸開放政策に対する清末中国の外交官の認識・対応を検討することを目的とする。

私はすでに、近代中国における対外姿勢の変容過程を清国在外公館の果たした役割に注目して検討し、本国に先駆けて近代国際関係を受容してきた在外公館において、民国外交部の基礎を築く一群の職業外交官が誕生したことを明らかにした。門戸開放政策への対応が喫緊の課題となっていた1900年代後半の時期は、まさにこのようにして在外公館の中心とする人間関係の中で登用された職業外交官らが、本国の外務部にも登用された時期であった。

また、職業外交官の人間関係および外交思想の系譜の中心であり、それと外務部の人材登用や政策との結節点に位置した孫宝琦は、日露戦争期に最初に東三省や「藩部」の門戸開放とそれによる中国の領土・主権の保全、領事裁判権の撤廃を主張した人物であり、日露戦争後の中国外交は、主権の保全・法権回収をその基本方針とした。

以上より、相互に密接な関係を有し、民国外交部の基礎を築くことになる清末の職業外交官たちの門戸開放政策への認識・対応を検討することで、20世紀初頭の国際情勢の変化を受け、中国外交にどのような変化が生じたのかを探るものである。

### 3. 研究の方法

本研究では、中国の外政当局の門戸開放政策への認識・対応を検討するため、外務部の対外アピール手段の一つであり、1909年に刊行されるようになった英字新聞 Peking Daily News の分析を行ない、中国の外政当局が門戸開放政策をどのように捉え、それを具体的な外交交渉においてどのように利用していたのか、どのように対外的にアピールしていたのかを調査することとした。

1909年の発刊当初の Peking Daily News の内容を分析した結果、中国の門戸開放政策への認識・対応を端的に示す外交案件として、日本との南満洲に関する懸案事件をめぐる交渉、およびロシアとのハルビン協定をめぐる交渉に注目することとした。そこで、外務部の担当者の日記、中国側の外交文書、関係各国の外交文書、The Times ほかの諸外国の新聞などを調査・分析し、交渉の具体的経緯、関係各国の思惑、交渉結果の歴史的意義について検討した。

### 4. 研究成果

本研究では、上記に述べたように、まず Peking Daily News について、発刊当初の1909年5月～6月について内容の調査・分析を行った。Peking Daily News は、中文『北京日報』の英文版で、1912年の日本外務省の調査によれば、外交部より補助金を受けており、外交部の機関ともいべき観を呈していた。また、民国の著名な外交官であり、1910年から外務部職員として Peking Daily News の編集に関わっていた顔惠慶は、中国の外交政策を対外的に宣伝する必要を感じた外務部が部内に新聞処を設置し、その出版を協力・援助していたと述べている。このように、Peking Daily News は外務部の対外アピールの手段であり、この新聞の分析は、当時の外務部の外交方針を探ることができよう。本研究では、この新聞の分析した結果、当時の諸懸案の中でも特に次の2つの案件に注目することとした。

1つ目は、日本との南満洲における懸案6件をめぐる交渉で、この事案に注目する理由は、日本の南満洲における権益拡大要求に対し、門戸開放主義を根拠に反論しているだけでなく、この問題をハーグ仲裁裁判所へ付託することを要求し、問題を国際化させたことである。国家間の紛争を仲裁裁判で解決しようとする動きは、アメリカを中心に当時まさに勧められていた新しい動きであり、これは中国の国際法や国際関係の新しい動きへの対応を検討する材料ともなるものであった。

2つ目は、ロシアとのハルビン協定締結である。1909年5月に締結されたこの協定について、Peking Daily News は協定の全文を英・仏・中文で掲載するなど、大々的に取り上げた。あるいは当時アメリカにいた顔惠慶らもこのハルビン協定を中国外交の成果として重視していた。

だが、ハルビン協定に注目した理由はそれだけではない。上記の二つの案件を Peking Daily News は密接に関連付けて論じていたからである。

本研究では、この2つの外交交渉の関連性に注意しながら、それぞれの交渉の経緯を、外交文書等の調査・分析により明らかにした。

(1) 日本との南満洲に関する交渉とハーグ仲裁裁判所への付託問題の経過について。

南満洲に関する日中間の懸案6件とは、新法鉄道問題、大石橋鉄道支線問題、京奉鉄道延長問題、撫順煙台炭鉱問題、安奉鉄道沿線鉱山問題、間島問題であり、とくに重要なのがとである。は英米資本による満鉄平行線建設計画であり、満洲の門戸開放をめぐる日米の対立と、清米協力による対日抵抗策である。は間島の領土権と該地居住韓国人の裁判管轄権をめぐる問題である。

この案件を外務部がハーグ仲裁裁判所に付託するよう要求した経緯は以下の通りである。

交渉が行き詰まるなか、1909年3月18日、外務部は伊集院公使に節略を手交、間島問題での譲歩を求めるとともに、それが認められない場合、すべての案件をハーグ仲裁裁判所に付託すべきとの提案を行なった。

3月26日には The Times が、中国のハーグ仲裁裁判所への付託要求を報じた特派員モリソンの記事を掲載するなど、問題は国際的な関心を集める。日本は、英米が日本の満洲における権益拡大に懸念をもっていることを憂慮し、満洲案件が仲裁裁判所への付託に適さない旨をメディアを通じて主張するとともに、英米にも外交ルートを通じて同様の説明を行なったが、中国では Peking Daily News が The Times 他外国の記事を紹介しながら、日本が門戸開放主義に反していると批判を繰り返した。

しかし、5月17日に外務部は一転して伊集院公使に直接交渉の再開を申し出、仲裁裁判所への付託提案を取り下げた。結局、間島問題については、8月13日に日本が間島居住韓国人に対する領事裁判権の要求を取り下げ、その裁判には日本人官吏が立ち会うという形で譲歩し、9月4日に間島に関する日清協約ほか締結された。

なぜ外務部は5月17日にハーグ仲裁裁判所への付託提案を取り下げたのか。先行研究はその理由について、間島問題を駆け引きに過ぎなかった、そもそも外務部に仲裁裁判所への付託を勧めたのはモリソンらで、彼らと外務部との思惑が相違したから、あるいは日本の圧力に屈したからなど、諸説ある。これに対し、本研究は外務部がハーグ仲裁裁判所への付託を提案した時期、同時に北京で行なわれていたロシアとのハルビン協約締結との関係に注目した。

(2) ロシアとのハルビン協約締結

この問題の発端は、ロシア側が東清鉄道収

用地(満鉄の付屬地に相当)に自治組織を設立したことにある。この自治会は課税の権限をもち、中国人商人から徴税を行なおうとして、中国人商人が反対し、中露の外交問題となっていた。北京で交渉を行ない、5月10日にハルビン協定を締結したが、それは中国側が自治組織の設立を認める一方で、東清鉄道収用地に中国の主権があることを第一条で確認するなど、自治は認めるが中国の主権下にあることを明記した。

このハルビン協定における「主権」の明記こそ、外務部が外交的成果として強調した点であり、Peking Daily News がハルビン協定を大々的に報じた理由でもある。

Peking Daily News はさらに、このハルビン協定における「主権」承認をもって、ロシアが北満洲において門戸開放主義に従った証拠と見なし、日本に対しても南満洲において門戸開放主義を遵守するよう要求する論陣を張った。ハーグ仲裁裁判所への付託提案を取り下げる一方、その代わりにハルビン協定をもって日本に門戸開放主義の遵守と交渉における譲歩を迫ったのである。

ただし、アメリカと中国では、ハルビンの自治組織問題に関し、異なる思惑を有していた。アメリカはハルビンの収用地を上海の公共租界のような扱いにすることを企図し、それをてこに、北満洲での門戸開放を推し進めようとしたのに対し、中国はロシアを中心とする自治組織を認めつつ、中国の「主権」を確認することを重視した。アメリカが門戸開放政策、経済活動の機会均等を重視するのに対し、中国は自国の「主権」の保全を重視したわけである。

なお、自治を容認するとともに主権を確認するというのは、1906年のチベットに関するイギリスとの協定とも共通する姿勢である。

19世紀後半、中国の外交官は、中国が対外的積極策を採り、自らが英露のバランスとなることで、中国をめぐる勢力の均衡を図った。しかし、それが日清戦争の敗北により崩壊、中国自体が列強の利権獲得競争によって分割の危機にさらされた。このため、列強の権益の交錯する地域を対外開放することで、列強の勢力均衡を促し、中国の領土と主権の保全を図ったのである。

だが、領事裁判権問題に示されるように、対外開放しながら自国の主権を完全なものとするためには、中国自体が法制度の近代化など外国人の経済活動、生命財産を保障し、近代国家として自国の統治領域全体に均質な支配を及ぼし、社会秩序に対し責任を果たす体制とならなければならない。これを自治の形で他者にゆだねなければならない状況にあった中国は、自治や裁判管轄権の一部を他者に認めつつも、領土・主権の保全という原則を協定で確認することを重視した。門戸開放主義のうち、門戸開放よりも領土・主権の保全に重点を置いていたといえよう。ここに、中国外政担当者の門戸開放政策に対する

認識・対応や、国際環境の変化に応じて変容し始めた中国外交の特徴を見出すことができるだろう。

一方、アメリカは門戸開放政策の、経済活動の機会の均等を重視し、中露が妥協した後も、ハルビン問題について対立した。このようなアメリカと中国との思惑の違いは、米露協力による日本牽制の失敗など、満洲の勢力均衡に影響を与えることにもなっていた。

以上の知見を論考にまとめ、年内に発表する予定である。

#### <引用文献>

大谷正、北京日報と PEKING DAILY NEWS について、専修大学人文科学研究所月報、181号、1997、70。

千葉功、旧外交の形成、勁草書房、2008、207～211。

ウッドハウス暎子、辛亥革命と G.E. モリソン、東洋経済新報社、2010、72～81。

白英勳、東アジア政治・外交史研究 - 「間島協約」と裁判管轄権、大阪経済法科大学出版部、2005、34～37。

麻田雅文、中東鉄道経営史、名古屋大学出版会、2012、262～264。

岡本隆司、主権と宗主権-20世紀初頭の中国とチベット・モンゴル、石川禎浩・狭間直樹編、近代東アジアにおける翻訳概念の展開、2013、185 - 215。

Varg, A. Paul, Open Door Diplomat: the Life of W. W. Rockhill, Greenwood Press, 1974, 98-113.

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0件)

〔学会発表〕(計 1件)

箱田恵子、清朝外交官の国際認識と国際法観、2014年度広島史学研究会大会、2014年10月26日、広島大学(広島県西条市)。

〔図書〕(計 1件)

岡本隆司、箱田恵子、青山治世、名古屋大学出版会、出使日記の時代 - 清末の中国と外交、2014、504(176～213)。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

箱田 恵子(HAKODA, Keiko)  
宮城教育大学・教育学部・准教授  
研究者番号：50569233

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：